



## 銃砲所持者の皆様へ

### 暴発事故等の防止について

#### 1 最近の都内猟銃所持者による暴発事案

##### (1) 都内における暴発事案の概要

実包が装てんされていたライフル銃を室内に置いたまま部屋から離れ、自ら保管しなかった僅かな時間に、5歳の長男が銃を触り暴発させ、2歳の二男を死亡させた。

##### (2) 北海道における暴発事案の概要

狩猟で宿泊中のホテル室内において、雨に濡れたライフル銃をタオル等を使って手入れ中、脱包していなかったことから暴発させ、弾丸を天井に貫通させた。

#### 2 暴発事案等の防止のために

##### (1) 実包装てんの有無の確認

狩猟、標的射撃等の用途に従って射撃する場合のほかは、銃砲に実包、空包又は金属性弾丸を装てんしておいてはいけません。

暴発事故の根本原因は、用途に従い射撃する時でないのに、銃に実包が装てんされていたことです。

ですから

- ・発射する必要がなくなった時は必ず脱包をする
- ・銃を手にする時、手から離す時は、必ず機関部を開放して弾倉・薬室の確認を行う

を確実に実施し、習慣化することで、暴発は防げることを再認識して下さい。

##### (2) 保管義務の履行

所持許可を得ている皆さんは、銃砲を自ら保管しなければなりません。

「自ら保管する」とは、自らの手で直接、銃を自己の勢力範囲内に保持して、第三者の支配を排除することを意味します。

いかなる理由があろうと、銃を他人に支配されることがないように適切に保管しなければなりません。

自分以外の第三者には、絶対に銃に触れさせないように常日頃から注意し、確実な銃の保管と管理に努めて下さい。

※装てん禁止違反（銃刀法第10条第5項）

※保管義務違反（銃刀法第10条の4第1項）



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちよう

警視庁巢鴨警察署  
生活環境係

## 銃砲所持者の皆様へ

### 1 銃砲所持許可者による殺傷事件

平成19年12月14日、長崎県佐世保市内において、銃砲所持許可者による発砲事件が発生し、2名の尊い生命が絶たれました。銃砲所持者の皆様には常日頃から適正な銃の使用、保管等に努めて頂いているところではありますが、今回の佐世保事件を「他山の石」として法令遵守に一層努めて下さい。

### 2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正

平成19年12月30日から改正銃砲刀剣類所持等取締法（以下、銃刀法）が施行されます。

改正は銃刀法第10条第2項（発射制限違反）の罰則が強化され、旧罰則では2年以下の懲役又は30万円以下の罰金が新罰則では

① 猟銃（散弾銃、ライフル銃）を発射した者は

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

② 建設用びょう打ち銃、空気銃、空気けん銃を発射したものは

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

となりました。

皆様には、猟銃及び空気銃等のより一層の適正な取り扱いに努められ、誤射等の事故がないよう保守管理に努めて下さい。

銃砲所持者の皆様へ

お 願 い

- 1 銃砲新規申請・更新申請の際には、実包の消費状況確認のため「**火薬等譲受許可証**」のご持参をお願いします。  
また、銃砲の用途が狩猟の方については、「**狩猟登録証**」、「**狩猟免許**」の2点についてもご持参下さい。
- 2 銃砲申請の際には、射撃実績（〇〇年は△回射撃（狩猟）に行き、×発実射したか）を過去3～4年間お聞きしますので、事前にご確認のうえ「射撃の得点表」やその他射撃や狩猟に行ったことを証明する物をご持参し来署するようお願いいたします。